

		国の基準						
	家庭的保育事業	小規模保育（利用定員6人以上19人以下）			居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業		あきる野市
		A（分園型）	B（中間型）	C（家庭的保育室）		定員20人以上	定員19人以下	
職員数 （従）	【0～2歳児】3：1	【0歳児】3：1		【0～2歳児】3：1	【0～2歳児】1：1	常時2人以上		国基準どおり
	家庭的保育補助者を置く場合5：2	【1・2歳児】6：1＋1人		（補助者を置く場合5：2）		【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1＋1人	
保育従事者 （従）	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者） ※家庭的保育者 必要な研修を終了した、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者 ※家庭的保育補助者 必要な研修を終了し、市長が認める者	保育士	保育士 （※保育士割合1／2以上）	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者）	保育従事者 必要な研修を終了した、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	保育士（保育所と同様の基準）	全員保育士又は保育士割合1／2（小規模保育A型・B型と同様の基準） ※0～2歳児4人以上受け入れる場合、保健師または看護師を1人に限り保育士としてカウント可	国基準どおり
保育室等 （参）	保育を行う専用の部屋 （1人3.3㎡、部屋自体は9.9㎡）を設けること	【0・1歳児】乳児室又はほふく室（1人3.3㎡）		【2歳児】保育室（1人3.3㎡）	事業の特質上基準は設けない	【0・1歳児】乳児室（1人1.65㎡）又はほふく室（1人3.3㎡）	【0・1歳児】乳児室又はほふく室（1人3.3㎡）	国基準どおり
		【2歳児】保育室（1人1.98㎡）				【2歳児】保育室（1人1.98㎡）		
屋外遊技場 （参）	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭（付近の代替地可） 2歳児1人につき3.3㎡	屋外遊技場（付近の代替地可）2歳児1人につき3.3㎡			保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、設定なし	屋外遊技場（付近の代替地可）2歳児1人につき3.3㎡		国基準どおり

地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）（案）

給食（参）	<p><方法>自園調理（調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入可）</p>	<p><方法>自園調理（調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入可）</p>	<p>保育者による調理・食事の提供は、行わないことを基本とする</p>	<p><方法>自園調理 （調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入可） ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期（平成31年度末）までの間に体制を整える前提で、経過措置あり</p>	<p>国基準どおり</p>
	<p><設備>調理設備 通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める。外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存等の調理機能を求める</p>	<p><設備>調理設備（通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める。外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存等の調理機能を求める）</p>		<p><設備>調理室 <設備>調理設備</p>	<p>社員食堂の利活用、可能（乳幼児への適切な食事提供が前提）通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める。外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存等の調理機能を求める</p>
調理員に係る部分のみ（従）	<p><職員>調理員 調理業務に従事する調理員を置かなければならない（調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要）</p>	<p><職員>調理員 調理業務に従事する調理員を置かなければならない（調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要）</p>		<p><職員>調理員 調理業務に従事する調理員を置かなければならない（調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要）</p>	<p>国基準どおり</p>
耐火基準（参）	<p>家庭的保育者の居宅等の活用を想定している現行の取り扱い（基本的には上乗せ規制なし）を基本にさらに検討</p>	<p>建築基準法による規制に上乗せあり ※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物）、追加事項として、①消火器等の消火器具、②非常警報器具、③2階以上の保育室等設置の場合、手すり等の乳児の転落事故防止設備を求める（避難階段：当面は現行の保育所に準じた取扱い）</p>	<p>保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、設定なし。ただし、実際の居宅訪問時における消火器や非難経路の確認等を促す</p>	<p>建築基準法による規制に上乗せあり ※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物）、追加事項として、①消火器等の消火器具、②非常警報器具、③2階以上の保育室等設置の場合、手すり等の乳児の転落事故防止設備を求める（避難階段：当面は現行の保育所に準じた取扱い）</p>	<p>検討中 ※保育室を原則一階とする</p>
連携施設（参）	<p>連携施設の設定が必要 【連携内容】 「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 【連携施設】 認定こども園、幼稚園、保育所 ※当面は施設の確保・設定が困難で、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期（平成31年度末）までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）</p>	<p>連携施設の設定が必要 【連携内容】 「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 【連携施設】 認定こども園、幼稚園、保育所</p>	<p>設定は一律には求めないが、障害疾病等の個別ケアを要する児童については、バックアップ等の形で必ず設定を求める（例：医療機関等）</p>	<p>連携施設の設定が必要 【連携内容】 ・保育内容の支援 19人以下の場合は、設定を求める ・卒園後の受け皿 地域枠：設定を求める 従業員枠：必ずしも設定を求めない 【連携施設】認定こども園、幼稚園、保育所 ※当面は施設の確保・設定が困難で、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期（平成31年度末）までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）</p>	<p>国基準どおり 5年間の経過措置</p>
嘱託医（参）	<p>嘱託医（連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可）</p>	<p>嘱託医（連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可）</p>		<p>嘱託医（連携施設と同一嘱託医への委嘱も可）</p>	<p>国基準どおり</p>
地域枠の設定（参）				<p>地域枠は、定員60人以下の施設では、定員の「4分の1～3分の1」の範囲で、認可権を持つ市町村が状況に応じて設定できるようにする。61人以上の施設は、一律「20人以上」と定める。ただし、地域枠に空きが出た場合は、従業員に割り当てられるようにする</p>	<p>地域の子どもの受入れ枠を確保するとともに、既存施設からの移行を促進する観点から、国基準を踏まえ、下限である4分の1以上とする</p>
共同運営（参）				<p>複数企業による共同運営可能</p>	<p>国基準どおり</p>